

作業主任者資格講習

科目	木材加工用機械作業主任者	足場の組立て等作業主任者
日時	令和7年1月21日(火)・22日(水)	令和7年1月26日(日)・27日(月)
会場	姫路労働会館	兵庫区文化センター
受講料	7,000 円	7,000 円
作業の種類	木材加工用機械作業（令6条6号） 木材加工用機械（丸のこ盤、帯のこ盤、かな盤、面とり盤およびルーターに限るものとし、携帯用のものを除く）を5台以上(当該機械のうちに自動送材車式帯のこ盤が含まれている場合には、3台以上)有する事業場において行なう当該機械による作業	足場の組立て（令6条15号） つり足場、張出し足場または、高さが5m以上の構造の足場の組立て、解体、または変更の作業
受講資格	木材加工機械による作業に3年以上従事した経験を有する者	①足場の組立て・解体・変更に関する作業に関し、満18歳になってから3年以上従事した経験を有する者 ②大学・高等専門学校または高等学校において土木・建築または造船に関する学科を専攻して卒業した者で当該作業に関し、2年以上の経験を有する者
講習内容	①木材加工用機械、その安全装置等の種類、構造及び機能に関する知識（6時間） ②木材加工用機械、その安全装置等の保守点検に関する知識（2時間） ③木材加工用機械作業の方法に関する知識（5時間） ④関係法令（2時間） ⑤修了試験	①足場の組立て、解体、変更等に関する知識（7時間） ②工事用設備、機械、器具、作業環境等に関する知識（3時間） ③作業者に対する教育等に関する知識（1時間30分） ④関係法令（1時間30分） ⑤修了試験（1時間）
締切	令和7年1月7日（火）必着	令和7年1月14日（火）必着

※受講申請書は各組合・支部の窓口にあります。受講料を添えて申し込みをして下さい。

※木材加工用機械は定員30人、足場は定員40人とします。

※締切日前でも定員に達し次第、締切とさせていただきます。

(一社)全兵庫建設業協会

兵庫労働局登録教習機関

登録教習機関 登録番号

足場：兵労基安 第231号

登録満了：令和11年3月30日

木材加工：兵労基安 第227号

登録満了：令和11年3月30日

※登録満了後も資格は有効です。

《後援》兵庫県建設労働組合連合会

神戸市兵庫区水木通5丁目2-9 TEL078-575-7662